

障害学生支援室の役割

京都精華大学では、障害があるなどの理由により、修学上の支援が必要な学生の相談に応じ、修学支援を行っています。障害学生支援室はその相談の窓口です。

大学は自分らしい学びや研究を実現するための場所であり、大学における学びの主体者は学生の皆さん自身です。障害学生支援室では、学びの主体者である学生の皆さんが、どのように学んでいきたいと考えているのか、その上で障壁となっていることやその要因は何なのか、その意向を基に対話を重ねながら解決の糸口を一緒に探していきたいと考えています。

個別相談に対応します

困りごとを整理するときに、障害学生支援室のスタッフがサポートをおこないます。
修学上の様々な悩みや相談をお聞きし、一緒に解決方法を考えていきます。

【相談の例】

- ・障害について相談したいが、どこに相談すればいいかわからない。
- ・履修がうまくいかず、困っている。
- ・何らかの支援を利用したい。
- ・課題のスケジュール管理が苦手。

【サポートの例】

- ・機器の貸出
(ストレスボール、リーディングトラッカー等)
- ・ツールの紹介
(スケジュール管理アプリ、タイマー等)
- ・学内外の相談窓口の紹介、同行

合理的配慮申請の窓口です

本学では、障害のある学生が他の学生と平等に学ぶ機会を得られるよう、合理的配慮の提供をおこなっています。
教育内容の本質を変えることなく、何らかの工夫や支援によって、機会の均等を目指します。

(単位取得や進級・卒業などを保証するものではありません)

合理的配慮の内容は、学生本人からの申請を受け、根拠資料などを基に関係者との対話と調整を繰り返しながら、個別具体的に決定します。

※合理的配慮はどのタイミングでも申請できますが、対話や調整には一定の時間を要します。
直前や事後の対応は難しいため、事前にご相談ください。

お問い合わせ

京都精華大学 学生グループ 学生支援チーム 障害学生支援室(平日 9:00~18:00)

E-mail: shien@kyoto-seika.ac.jp TEL: 075-702-5268

WEB: https://www.kyoto-seika.ac.jp/campuslife/s_support.html



合理的配慮について

心身の機能などに何らかの制限や特性がある場合、一律の方法や環境ではうまく学べない状況（これを「障害」と呼びます）が生じることがあります。

このような「障害」、つまり普遍的に与えられた権利を享受するうえで障壁となっている設備・前例・ルール・慣行に対しては、「合理的配慮（変更および調整）」を求めることができます。合理的配慮とは、障害のある学生が他の学生と「平等に教育を受ける権利」を享有し行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整のことをいいます。

これは、障害者権利条約・障害者差別解消法・京都精華大学障害学生支援に関する基本方針でも認められている権利です。

※上記のような「障害は社会によって作られる」という捉え方を「障害の社会モデル」といいます。

<合理的配慮の例>

何が「合理的」であるかは、個別具体的に調整されます。そのため、配慮の内容は一律には決まりませんが、例えば次のようなものがあります。

AT（支援機器・支援技術）の活用

- ・自動音声認識ソフトによる文字起こし
- ・授業での撮影や録音の許可
- ・パソコンや耳栓の使用許可など

コミュニケーション上の配慮

- ・自身の特性や障害に関する情報提供
- ・連絡事項を伝達する方法の調整など

環境の調整

- ・使用教室や座席の配慮
- ・専用机、椅子の確保など

人的サポートの配置

- ・パソコンテイク、修正テイク
- ・ガイドヘルプ
- ・手話通訳など

※合理的配慮は機会の均等を目指すものであり、単位取得や進級・卒業などの結果を保証するものではありません。

※合理的配慮に該当しない例として、教育機関として本来のおこなうべき業務ではない内容、講義の到達目標（本質的事項）に対して変更および調整を求める内容、実現可能性に乏しい内容、他者への著しい不利益が想定される内容、学生本人の意向が反映されていない内容などが挙げられます。

申請の流れ

以下の流れに沿って、学生本人との対話（ヒアリング、根拠資料の確認など）を繰り返しながら、合理的配慮の内容を決定していきます。なお、合理的配慮はどのタイミングでも申請ができますが、対話と調整には一定の時間を要し、直前や事後での対応は難しいため、何らかの困難が想定される場合は事前にご相談ください。

合理的配慮の 申請

合理的配慮申請書に根拠資料を添えて、障害学生支援室へ申請します。

○根拠資料とは？

医師の診療情報提供書や診断書、心理検査の結果、障害者手帳、これまでの支援利用歴など、求める配慮事項に対して整合性や客観性を裏付ける書類を指します。大学の公式サービスである合理的配慮を提供するためには、根拠に基づいた個別具体的な検討が必要となります。また、根拠に基づく支援は、大学の教育や研究の機会を提供するためにも必要だと考えています。

配慮内容についての 対話と合意形成

- ① 申請書や根拠資料とともに、障害学生支援室で状況の聞き取りをおこない必要性と妥当性をまとめた「見立て書」を作成します。
- ② 「見立て書」を基に、学生と所属の学部・研究科などの担当教員が面談し、合理的配慮の内容や周知範囲を確認します。合意された内容で、障害学生支援室が配慮依頼文書のもととなる書類を作成します。学生はその内容を確認します。
- ③ 全学共通科目でも②の内容を確認します。合意に対話が必要な場合には、別途面談の機会を設けます。

合理的配慮の 決定

全学会議である学生生活委員会において、大学組織としての合理的配慮を決定します。

※決定通知書で、学生本人に通知されます。

※障害の状態や状況が変わった場合や求めた配慮が有効に機能しない場合などには、内容の再検討をおこないます。

授業担当教員への 通知

障害学生支援室から授業担当教員へ、配慮依頼文書を通知します。

※申請内容によって通知方法が異なることがあります。

支援開始と 本人による調整

支援開始後、必要に応じて学生本人が授業担当教員に相談して、個別具体的に配慮事項についての調整をおこないます。